



UNAIDS プレス声明

パンデミック条約（Pandemic Accord）：エイズパンデミックからの教訓を事務局に提案

UNAIDS がパンデミック条約に関する政府間交渉会議のビューロー（執行部）にエイズパンデミックからの教訓を提案

ジュネーブ、2023年7月24日—現在進行中のパンデミックへの対応を強化し、将来のパンデミックに対する予防、準備体制を整えるためのパンデミック条約に向けて、国連エイズ合同計画（UNAIDS）は（現在示されている）草案の充実と明確化をはかるため、エイズパンデミックからの教訓をまとめ、政府間会議のビューローに提供した。

UNAIDS および世界的なエイズ対策には、過去 40 年にわたるパンデミック対策で得られたユニークな経験と見識の蓄積がある。エイズ対策の経験は、どうすればパンデミック対策の効果が上がるのかを示すものだ。最新の年次報告書『[グローバルエイズアップデート 2023 - エイズ終結への道](#)』にはその概要が説明されている。

新型コロナウイルス感染症の流行によって HIV に対する脆弱性が増大し、世界中で何百万もの人たちが HIV サービスの利用を妨げられる一方で、エイズ対策とそのシステム、インフラ、ガバナンスモデルが、各国にとっては、HIV と COVID-19 の両方に対応するうえで役に立つ面も大きかった。UNAIDS は、HIV 対策の成果をまもるとともに、将来のパンデミックや健康上の緊急事態を防ぐことに重大な関心を持っている。そうしなければ HIV 陽性者や HIV に影響を受けている人たちが打撃を受け、2030 年のエイズ終結という目標も後退させられるおそれがあるからだ。

公衆衛生上の脅威としてのエイズ流行終結を目指す世界の先導役として、四半世紀以上にわたる闘いを踏まえ、UNAIDS はパンデミック条約に向けた現在のビューローによる草案の強化に資するため、これまでの蓄積から得られた以下の教訓を提案する。

一般原則

パンデミックに対応するための製品は世界のどこでも利用可能にし、低・中所得国（LMIC）がパンデミックに対応できるよう財政的、技術的な支援を積極的に提供するという高所得国（HIC）の義務について、現在の草案はより明確で力強い表現で修正する余地がある。「as appropriate（必要に応じて）」という文言がしばしば使われているが、もっと国家の行動に関する義務を明確に伝える文言に置き換えることができるのではないかと。現行草案では、LMIC を助け、支援するという HIC の明確な責務を明記せず、予防とサーベイランスの負担は LMIC に大きく課せられるかたちになっている。また、すべての国が保健と医学研究を優先するよう義務付ける文言も盛り込むことができるのではないかと。

人権と公平性

パンデミックへの備えの中心原則として人権と公平性を草案で明記している以上、パンデミックの予防・準備・対応（PPR）のあらゆる側面において、加盟国が人権を保護し公平性を確保しなければならないことを明確にすべきではないかと。条約の草案は以下のように変え得る。「弱い立場に置かれた人々」の定義（第 1 条）を再考する；「一般原則」（第 3 条 1 項）の中で人権の保護と尊重を国家の義務として明示的に述べる；条約の各条項を通じて公平性に関する懸念を重視する；一般原則として、差別をしないことと合わせて、かたちの上でも実質的にも平等であることの重要性を強調する（第 3 条 1 項）。

公平なアクセス

パンデミック関連の製品に対する公平なアクセスに関し、ビューローの草案では、推奨措置が義務ではなく勧告であるかのように受け取れる文言が使われている。UNAIDS は草案に以下を推奨する。

- パンデミック関連の医療技術とノウハウを保有する国は、タイムリーかつ有意義な方法で、その技術とノウハウを LMIC と共有することを明確に約束する。HIC の機関や企業が LMIC の研究者および能力を有する製造業者と知的財産権や技術やノウハウを共有するための資金提供や購入契約要件もそこに含まれる。
- LMICs における研究開発能力構築に向け、南北研究機関の共同研究への強力な財政的、技術的支援を約束する。パンデミック対策のみではなく、また製造業だけでなく、LMIC が人類全体の科学技術の進歩に貢献できるようにするためである。
- 健康上の緊急事態には各国が TRIPS（知的財産権の貿易関連の側面に関する協定）の柔軟性を最大限に活用する。
- パンデミック期間および回復期間中には、すべてのパンデミック関連製品に対する知的財産条項を放棄することをすべての国に約束する。

- 次のパンデミックが出現する前に、LMIC が柔軟でしっかりとした医薬品製造能力を確立できるよう、加盟国が政治の指導力と強固な財政的、技術的支援の提供を約束する。将来のパンデミックに対しては、LMIC がパンデミック関連製品を製造できるようにするための大な支援の波が不可欠になる。
- 将来のパンデミックにおいて、関連製品の需要が供給を上回る場合には、最も弱い立場にある人たちの状況を特に重視し、公平なアクセスを確保するため、全加盟国が WHO による製品配分の優先順位勧告に従うことを約束しなければならない。

アクセスと利益の共有

現在の草案では、サーベイランスと病原体およびデータをタイムリーに共有することが LMIC の義務とされているが、病原体に関する販売収益および利益の共有を含め、公平なアクセスの確保を加盟国に義務付けるよう草案を修正すべきである。エボラウイルスに関しては、アフリカからの病原体が共有されたものの、医薬品は北側（高所得国）が備蓄し、アフリカの人たちは慈善的な寄付を待たなければならない状態に追い込まれた。この経験を教訓としなければならない。この条約は、病原体の共有を促進し、ワクチン開発と利益が両立できるようにするパンデミックインフルエンザ事前対策枠組（PIP）の先例に基づくべきである。

共通の責任の中で個別の事情に応じた分化型対応

PPR は加盟国が共通して担うべき責任ではあるが、その責任の性質と範囲については、各国の財政的、技術的な資源と能力に応じ、分化型に対応すべきものであることを草案で明確にしなければならない。感染症の流行による影響は、貧しい人や弱い立場にある人に最も大きく感じられるため、これらの人たちが住む国には追加の支援が必要となる。

コミュニティと市民社会の関与

HIV 対策と COVID-19 対策がともに示してきたように、パンデミックの渦中において、社会から排除されがちなコミュニティの人たちに必要不可欠な健康メッセージやサービスを届けるには、コミュニティ主導の対応が極めて重要な役割を担うことになる。ただし、コミュニティには依然として資金が不足しており、国の PPR 政策の中でも主要なパートナーとしての扱いを受けていない。パンデミック条約では、コミュニティ主導の対応が中心的な役割を担っていることを認識し、意思決定や計画の段階から、準備、実施、モニタリングに至るすべての段階でコミュニティと市民社会の積極的な参加を保障できるよう加盟国が約束しなければならない。

保健医療システムとインフラへの持続可能な投資

持続可能で復元力が高く、公平で、人権に基づき、人びとを中心に据えた保健医療システムを整え、十分な資金を確保することは、PPR とユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に不可欠である。HIV 対策は、その投資を活用して、HIV だけでなく他の健康上の脅威にも対応できる、より強力かつ包摂的で持続可能な保健および社会サービスのシステムを構築する可能性と道筋を明確に示してきた。各国の財政的、技術的能力

に応じて、責任を果たすという分化型対応については、すでに推奨した。その推奨を踏まえれば、草案は各国に対し、医療システムに大規模な公的資金の新規投資を義務付けることができる。十分な報酬を得るに足る訓練を受けた医療従事者（コミュニティヘルスワーカーを含む）の確保；プライマリヘルスケアの強化；医薬品および診断薬（地元での生産を含む）へのアクセス確保；医療情報システムの強化と効果的な活用、などへの投資である。

多部門にまたがるガバナンス

HIV 対策は、複数の部門にまたがる包摂的かつ説明責任を重視した参加型の保健ガバナンスをコミュニティとともに先駆的に開拓してきた。一方で、PPR のガバナンスには、コミュニティや市民社会が中心的に果たしてきた貢献を含めず、テクノクラート中心のトップダウン型の事業となるリスクもはらんでいる。現在のパンデミックおよび将来の健康危機に対する PPR ガバナンスのメカニズムについては、主要な利害関係者が十分なかたちで参加し、国および地域レベルで統合されるよう草案で主張することができる。政府全体、そして社会全体のアプローチを強調する文言を入れるべきである。

結論

パンデミックは世界中で膨大な人的、社会的コストをかけ続けることになる。2022 年にはエイズ関連の原因により推定 63 万人が死亡している。新型コロナウイルス感染症の長期化は人間の健康と福祉およびそのインフラに継続して影響を与えることになるだろう。HIV と新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、あまりにも多くの国やコミュニティが、自分たちだけで対処するしかない状態に置かれた。現在および将来のパンデミックに効果的に対応するには、国際社会が持続可能な開発のための 2030 アジェンダでも中心原則となっている『連帯』『公平』『人を中心に据えた行動』を重視しなければならない。HIV 対策は数十年にわたる経験を通じ、パンデミックには効果的な対応が可能であることを学んできた。パンデミック協定のビューローによる草案に関する修正協議の際には、エイズから学んだ教訓を反映させることを UNAIDS は各国に強くお願いしたい。